

平成30年6月7日

報道発表資料

水道メーターの盗難被害について

平成30年6月6日（水）、宮前区有馬において、水道メーター取替業務の受託業務施行者の自社倉庫に保管していた使用済みの水道メーター（各戸から引き揚げたもの）が盗難されていることが判明し、宮前警察署に被害届を提出しました。

1 被害内容

水道メーター21個（口径25ミリ－1個、口径20ミリ－20個）

※ 被害金額 — 43,973円

2 経過

平成30年6月5日17時30分頃、水道メーター取替業務の施行者社員が、自社事務所1階の倉庫兼駐車場内に保管していた水道メーター580個を確認していた。

同日19時30分頃、社員が退社時に事務所出入口を施錠した際には、確認しなかった。

翌日6月6日10時頃、社員が確認した際に、使用済みの水道メーター21個が見当たらないため、事務所内を捜索したが発見されなかった。

同日12時50分頃、施行者から宮前警察署に通報するとともに、14時頃、上下水道局中部サービスセンターに連絡が入り、当局職員も立ち会って警察による現場検証が行われた後、施行者が被害届を提出した。

3 原因

水道メーターの保管場所である1階部分は、社員の出勤から退勤するまでの間は施錠されていなかったため、部外者の出入りが可能であったことが原因と考えられる。

4 今後の対応

今回の水道メーターの盗難被害を受け、6月6日、水道メーター保管場所の施錠等のセキュリティー管理の徹底について、施行者に対して厳重に指導するとともに、当局関係部署及び関係先への周知を行いました。

川崎市上下水道局給水装置課 担当：森下、江口
電話（044）200-3131